

政 委 第 37 号

平成 25 年 12 月 16 日

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 奨学金貸与事業の見直し

(1) 貸与基準等の見直し

奨学金貸与基準のうち収入基準については、①昭和59年度に定めた基準を基に、消費者物価上昇率等を掛け合わせて改訂を重ねており、最新のデータに基づく奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にできない、②第二種奨学金の基準額は、平成24年度の「家計調査」（総務省）の勤労者世帯の所得と比較しても、また、「平成21年全国消費実態調査」（総務省）の勤労者世帯のうち大学生の親世代に相当する50歳代の年間世帯収入と比較しても高い、③基準を満たす者の収入限度額の積算内訳のうち給与所得世帯への給与所得控除額分の上乗せ額が、所得税の給与所得控除額と比較して高いといった状況が見受けられる。

このため、最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直すものとする。

また、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることとなる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の延滞率が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者より高くなっている。

このため、第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

(2) 適格認定制度の着実な実施

奨学生が継続して奨学金の貸与を受ける場合は、年1回、本人が「奨学金継続願」を提出し、大学等は、提出された「奨学金継続願」の内容に加え、学修状況等を厳格に審査の上、奨学金継続の可否等を認定し、本法人に報告している。

この大学等の審査に関して、平成23年度適格認定で「警告」認定を受けた1万2,329件に対し、大学等において本法人の定める「適格基準の細目」に沿った認定が行われているか本法人が調査を実施した結果、不適切なケースが586件認められた。

不適切と認められた認定は、本法人が厳格な審査の実施について周知を図ってきたにもかかわらず、大学等における認定基準に対する理解不足が主な原因で発生している。

このため、本法人は、大学等が適切な認定を行えるよう、当該調査結果等を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底するものとする。

また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行った大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図るものとする。

(3) 回収に係る成果指標の見直し

本法人の債権について、現行中期目標で成果指標として用いている総回収率では、過去の延滞債権の状況に大きく影響され、新規の延滞債権や既延滞債権の実態を評価することができないことから、次期中期目標において、総回収率に代わる適切な成果指標を設定するものとする。

また、成果指標の目標値を設定する際には、現行中期目標期間における回収促進の取組により、回収率が改善傾向にあることを踏まえて適切な数値を設定するものとする。

(4) 機関保証の検証方法の見直し

本法人は、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関

する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、奨学金貸与事業に関して識見を有する学識関係者、金融関係者、法曹関係者等により構成される「機関保証制度検証委員会」を設置しており、平成20年度以降毎年度検証を行っている。

しかしながら、同委員会では、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の検証は行われているが、公益財団法人日本国際教育支援協会の将来の事業コスト等を踏まえた十分な検証は行われていない。

このため、本法人に対し、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、同委員会等で当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証するものとする。

また、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。

2 留学生支援事業の見直し

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し

文部科学省外国人留学生学習奨励費については、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 一技能実習制度等を中心として一 結果に基づく勧告」（平成25年4月19日総務省）において、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を策定することが求められていることから、当該勧告内容を踏まえた明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用するものとする。

(2) 日本留学試験の見直し

日本留学試験については、「「留学生30万人計画」骨子」（平成20年7月29日文部科学省ほか関係府省）を踏まえ、応募者数及び受験者数を拡充するとされているが、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行うものとする。

3 学生生活支援事業の見直し

学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人海洋研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人海洋研究開発機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 役割の明確化及び研究内容の重点化

本法人は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的としており、その研究は、地球環境変動、地球内部ダイナミクス、海洋・極限環境生物圏、海洋資源、地震津波・防災等の様々な分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。このような状況を踏まえ、他の研究機関の役割との競合を避けつつ、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究活動の成果の最大化を図る観点から、本法人が保有する施設及び設備に基づく独自の役割を次期中期目標において明記するものとする。さらに、その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を次期中期目標において明記し、当該研究に重点化するものとする。

2 具体的な目標設定等

現行中期目標においては、研究を実施することや国際計画に貢献すること自体が目標とされているなど、評価の際に研究の進捗状況等の検証が困難なものとなっている。このため、次期中期目標においては、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な

指標を設定するものとする。

3 前回の勧告の方向性において指摘した事項

学術研究課題の審査等の一元化及び学術研究船の運航業務に係る外部委託化については、引き続き検討を進め、早期に結論を得るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 研究拠点等の整理・統合等

研究拠点等については、研究内容の重点化及び組織の再編に合わせて整理・統合し、業務運営の効率化及び経費の削減に努めるものとする。特に、横浜研究所に設置されている地球シミュレータセンター及び地球情報研究センターについては、それぞれの開発・運用機能や研究情報の管理・公開機能を統合するものとする。

2 契約の適正化

本法人の契約については、一者応札・応募の割合が他の法人と比べて特に高い水準にあり、特に、船舶の運航業務及び調査支援業務については、業務開始当初から委託先が同一の企業に固定化されている。このため、一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立高等専門学校機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、昭和 36 年より国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）が順次設立され、平成 16 年の本法人発足に伴い、全ての国立高専が本法人の下に設置・運営されることとなった。以下の見直しを行うに当たっては、今後、社会状況の変化等に迅速に対応できるよう、本法人本部が更にイニシアティブを発揮し、ガバナンスの強化を図ることが重要であることを踏まえるものとする。

第1 国立高等専門学校のミッションの再整理等

国立高専は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として順次設立されたが、その後、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズの変化等、社会状況が大きく変化している。また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）において、「地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・教育方法の充実や地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等」が求められている。

このため、次期中期目標等では、これらの社会状況の変化や中央教育審議会の答申を踏まえ、本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って国立高専のミッションを再整理し、達成すべき目標の明確化を図るものとする。また、各国立高専及び各学科の特性に応じて、定量的かつ具体的な成果指標を設定するものとする。

さらに、本法人は、本科卒業後の編入学先として設置された国立の技術科学大学と連携を行っているが、国立高専と同大学との教育内容に一部重複があることから、同大学の設置趣旨を踏まえ、それぞれの役割分担を明確にした上で、必要な見直しを行うもの

とする。

第2 事務及び事業の見直し

1 社会状況の変化を踏まえた学校の配置の在り方の見直し及び学科再編

国立高専は51校が個別に設置された経緯があるが、国立高専間でシナジー効果を発揮し、51校全体としてミッションを達成していくため、本法人は、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、51校の国立高専の配置の在り方の見直し及び学科再編を行うものとする。

また、現在、社会・産業・地域ニーズの把握に当たっては、本法人本部がイニシアティブを取って統一的な手法を示していないため、各国立高専が独自に実施している。このため、今後の国立高専の再編を検討するに当たっては、本法人本部が社会全体のニーズを的確に把握する観点から、ニーズ把握の統一的な手法を示すものとする。

2 商船高等専門学校における船員としての就職率の向上

「海洋基本計画」（平成25年4月26日閣議決定）において、「日本人外航船員の数を平成20年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組を引き続き促す」、「高齢化の進展等に伴う内航船員の不足」との記載があるが、商船高等専門学校就職者における船員としての就職率をみると約6割から7割にとどまっている。商船高等専門学校は船員養成機関であることから、船員不足のニーズに応えるために、この原因を分析し、関係機関と協力して船員としての就職率を上げるための取組を行うものとする。

第3 業務運営の合理化・効率化等

1 スケールメリットを活用した業務の合理化・効率化

本法人は、51校の国立高専を設置・運営しているスケールメリットをより活用し、業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図るものとする。

2 監事監査体制等の充実

本法人は、国立高専が51校、非常勤職員を含めた職員数が約1万人という比較的規

模の大きな組織であるため、監事による監査のより適切な実施を図る観点から、常勤監事を置き、監事監査体制を強化するものとする。

あわせて、本法人本部における監査体制の充実を図るものとする。

3 不正経理の再発防止及び内部統制の強化

東京工業高等専門学校において、平成15年頃から22年までの間に約550万円の不正経理があったことが発覚し、内部調査を行った結果、「公的研究費等の不正使用に関する調査結果報告書」（平成24年2月14日）では、「東京工業高等専門学校における本事案以外に、不適正な会計経理（預け金・プール金）の事態はなかった。」とされていた。しかし、その後、「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）では、23年度までの5年間で約1億7,000万円の不適正な会計経理（預け金・差替え・翌年度納入・前年度納入）があったと指摘されている。

このため、本法人は、会計検査院の検査を受けた18校以外についても事実関係を早期に調査し、公表するものとする。また、平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高専に徹底させるとともに、内部統制の強化を図るものとする。

さらに、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」（平成25年8月2日文部科学省設置）等の検討結果を受けて、必要に応じ平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」を見直すものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告

書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 決算検査報告指摘事項

「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

6 その他

上記 1 から 5 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 認証評価事業の先導的役割への特化

認証評価事業については、現在の認証評価制度が開始された平成16年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を行っていることから、独立行政法人たる本法人自らが個々の教育機関に対する評価を直接実施する必要性は減りつつある。

このため、本法人は、認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化するものとし、特に、民間認証評価機関への専門的知見等の提供を積極的に行うことなどにより、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施するものとする。さらに、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討するものとする。

また、分野別認証評価については、民間認証評価機関も評価を実施しているにもかかわらず、本法人には運営費交付金が充当されている。

このため、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の負担割合を段階的に削減するものとし、次期中期目標期間中にその具体的な削減目標を設定するものとする。

2 学位授与事業の運営費交付金負担割合等の見直し

学位授与事業のうち単位積み上げ型については、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が、前回の勧告の方向性での指摘以降、手数料の値上げや支出抑制により減少傾向にはあるもののいまだに約7割に上っており、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。

このため、受益者負担の観点から、手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げていくこととし、次期中期目標において、その具体的な削減目標を明記するものとする。

特に、認定専攻科修了者に対する学位授与については、専攻科認定が実施されるとともに個別申請者に対する審査が行われているが、審査において学生の時間的・経費的負担等が発生している。このため、申請者への負担軽減や大幅な審査業務の効率化を図るため、業務効率化に伴うコスト削減額を明確化しつつ、新たな審査方式を導入するものとする。

また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、現在、運営費交付金を充当せずに収支均衡が実現している。このため、今後、学位の質保証の観点から修士及び博士に対する審査体制の強化を行うに当たっても、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることを前提として行うものとする。

3 「大学ポートレート（仮称）」運営に係る目標の明確化

「大学ポートレート（仮称）」^(注)の運営方針の決定に当たっては、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役割分担を明確化するものとする。

その上で、「大学ポートレート（仮称）」導入による効果の最大化を図るため、次期中期目標に「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）の趣旨を踏まえた具体的な成果目標を明記し、その成果について毎年度厳格な検証を行うものとする。

(注) データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。

4 調査及び研究事業の見直し

本法人は、認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化すべきであるが、認証評価に関する調査及び研究事業のうち本法人自らが過去に行った評価の検証

に関するものなどについては、これ以外の目的で実施されている側面もある。

このため、今後は認証評価に係る調査及び研究事業について、本法人が先導的役割を担うためのものに限定するものとし、特に、その結果を民間評価機関へ積極的に情報提供することなどにより、民間評価機関のみで国際通用性のある質の高い評価を実施できる環境整備のための取組を実施するものとする。

また、現行中期目標において、調査及び研究事業については、調査及び研究を実施すること自体が目標とされており、評価の際にその進捗状況等の検証が困難であることから、次期中期目標においては、具体的な成果目標を設定するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などに

より、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 組織形態の見直し

本法人は、その業務が国立大学法人等を対象とする融資等の4業務^(注)に特化したことで、設立時と比べて業務量が減少している。また、施設費貸付事業及び施設費交付事業については、事業計画の策定や対象事業の選定及び認可は文部科学省が行っていることもあり、本法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっている。さらに、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。

このため、今後は本法人の業務について、他の法人の業務との一体的な実施について検討するものとする。

(注) 国立大学法人等を対象とする融資等業務：施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務

第2 事務及び事業の見直し

1 施設費貸付事業

本法人は、各国立大学法人が行う大規模な国立大学附属病院整備について、国からの施設整備費補助金や各国立大学法人による民間資金の自主的調達だけでは十分な施設整備が図れないことから、長期で低利かつ固定金利である財政融資資金を一括して借り受け、各国立大学法人に貸付けを行っている。

しかし、公的資金である財政融資資金を財源として施設費貸付事業を実施する以上、事業内容は国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を満たすものでなければならないが、国が対象事業を選定する際の考え方及び指標は、これらの点を必ずしも

明確に確認できるものになっていない。

このため、国は、事業選定の考え方及び指標について見直すものとする。

また、教育再生実行会議による「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日）において「民間資金の自主的調達」が提言されていることから、貸付けに当たっては国立大学法人における民間資金の一層の活用について留意するものとする。

2 施設費交付事業

本法人が行う施設費交付事業とは、旧国立学校特別会計から本法人が承継した財産及び各国立大学法人等による不要財産処分収入の一部を財源とし、各国立大学法人等の営繕等に必要な資金として交付するものである。

しかし、承継した財産は有限であり、また各国立大学法人等による不要財産処分収入は、主に国立大学法人等が土地等の不要財産処分を行った場合に発生するものであり、近い将来、十分な事業財源が確保できなくなることも見込まれる。

このため、施設費交付事業については、中長期的視点からその在り方について検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。